

マイナ保険証又は資格確認書で医療機関等を受診しましょう

国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降「マイナ保険証（※1）」による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行しました。

今後はマイナ保険証をお持ちの方は「マイナンバーカード」を、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書（※2）」を医療機関等受診時にご利用ください。

○被保険者証の代わりに医療機関等へ持参するもの

- ※1 マイナ保険証は、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードを指します。
- ※2 資格確認書は、神奈川県国民健康保険資格確認書を指します。
マイナ保険証をお持ちでない方には、自動で送付します。

マイナンバーカード 保有状況	健康保険証 利用登録状況	被保険者証の代わりに 医療機関等へ持参するもの
あり	利用登録あり	マイナンバーカード
	利用登録なし	
なし		資格確認書

資格情報のお知らせ又は資格確認書をお送りします

これまで、全ての国保加入者に対して「被保険者証」をお送りしていましたが、これからは、マイナ保険証をお持ちの方に「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方に「資格確認書」を送付します。年次更新の際には、「資格情報のお知らせ」は普通郵便、「資格確認書」は特定記録郵便（希望者（※3）は簡易書留郵便）で送付します。

「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は別の封筒で送付します。世帯内にマイナ保険証をお持ちの方とそうでない方がいらっしゃる場合、お手元に届く時期が異なりますのでご了承ください。

※3 「資格確認書」を「簡易書留郵便」で送付希望の方は、川崎市保険コールセンター（044-200-0783）までお問い合わせください。

〈ご注意〉 昭和30年7月2日～昭和30年8月1日生まれの国保加入者がいる世帯の方へ

昭和30年7月2日～昭和30年8月1日生まれの方の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」は、別途7月下旬頃に送付予定です。申し訳ありませんが、いましばらくお待ちください。

「資格情報のお知らせ」が届いた方へ

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証をお持ちの方で「資格確認書」の発行対象でない方に送付します。

●「資格情報のお知らせ」を送付する目的

- 川崎市国保に加入している間の、資格情報（被保険者記号・番号・枝番や適用開始年月日等）をお知らせするため。
- 医療機関等に設置されているカードリーダーやオンライン資格確認システムの不具合などにより、マイナ保険証が使用できない場合に、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」を提示することで、保険適用が受けられるため。

●「資格情報のお知らせ」の有効期限

原則、有効期限はありません。

ただし、次に該当する方はそれぞれの事由に応じた有効期限を設定しています。

①70歳以上の方

⇒ 原則 令和8年7月31日

例外 令和8年7月31日までに75歳を迎える方は、75歳の誕生日の前日

令和8年7月31日までに窓口負担割合が変更になる方は、変更になる前月末日

②令和8年7月1日までに70歳を迎える方

⇒ 70歳の誕生日の属する月の末日
（1日生まれの方は前月の末日）

③令和8年7月30日までに在留期限が切れる外国人の方

⇒ 在留期間満了日の翌日

④マル学に該当される方で、令和8年7月31日までに学校を卒業する方

⇒ 卒業予定日

（マル学は、修学のため他市町村に居住すると認められるとき、親権者等の世帯の国保に加入できる制度です。）

●「資格情報のお知らせ」の注意点

- 「資格情報のお知らせ」だけを医療機関等に提示しても、保険適用は受けられません。
- 上記①～④に該当されない方には、次年度以降、「資格情報のお知らせ」の記載内容に変更がない限り、自動で新たに「資格情報のお知らせ」を送付しませんので、大切に保管してください（紛失・汚損等をした際には、申請に基づき再発行が可能です。）。

やむを得ない理由によりマイナ保険証で医療機関等を受診することが困難な方

「資格情報のお知らせ」が届いた方で、やむを得ない理由（※4）によりマイナ保険証で医療機関等を受診することが困難な方等は、申請に基づき、「資格確認書」の交付を受けることができます。

※4 例えば、介助者などの第三者が、本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど

申請窓口	お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当
申請に必要なもの	○来庁者の本人確認書類 （官公署が発行した顔写真付きのものは1点、顔写真付きでないものは2点） ○委任状（別世帯の方が申請する場合）、その他代理権を証明する書類（登記事項証明書等） ※被保険者記号・番号・枝番のわかるものが、お手元にあればご持参ください。 例、資格情報のお知らせ、マイナポータル画面コピーなど

マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方

「資格情報のお知らせ」が届いた方で、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方は、ご申請ください。
申請後に「資格確認書」が交付されます。

申請窓口	お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当（郵送申請を希望される方は※5をご参照ください）
申請に必要なもの	○来庁者の本人確認書類 （官公署が発行した顔写真付きのものは1点、顔写真付きでないものは2点） ○本人以外が申請する場合は委任状（同世帯の方が申請する場合でも必要）、その他代理権を証明する書類（登記事項証明書等） ※被保険者記号・番号・枝番のわかるものが、お手元にあればご持参ください。 例、資格情報のお知らせ、マイナポータル画面コピーなど
留意事項	○解除申請をいただいてから、解除が完了するまでに2～3ヶ月程度時間を要する場合があります。 ○解除が完了する前に別の医療保険者等に異動する場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が川崎市国保にて解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

※5 解除申請は郵送でも受け付けています。

川崎市ホームページより申請書をダウンロードして、上記申請窓口までご送付ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000122819.html>



「資格確認書」が届いた方へ

「資格確認書」は、マイナ保険証をお持ちでない方に送付します。

その他、マイナ保険証をお持ちの方であっても、次に該当する方には「資格確認書」を送付します。

- ・やむを得ない理由によりマイナ保険証で医療機関等を受診することが困難である旨を申請された方
- ・マイナ保険証の利用登録解除の申請をされた方
- ・医療機関等での資格等情報閲覧ができない設定をされた方（DV・虐待等被害者など）

●「資格確認書」の有効期限

原則、令和8年7月31日

ただし、次に該当する方はそれぞれの事由に応じた有効期限を設定しています。

①70歳以上の方

⇒ 原則 令和8年7月31日

例外 令和8年7月31日までに75歳を迎える方は、75歳の誕生日の前日

令和8年7月31日までに窓口負担割合が変更になる方は、変更になる前月末日

②令和8年7月1日までに70歳を迎える方

⇒ 70歳の誕生日の属する月の末日
（1日生まれの方は前月の末日）

③令和8年7月30日までに在留期限が切れる外国人の方

⇒ 在留期間満了日の翌日

④マル学に該当される方で、令和8年7月31日までに学校を卒業する方

⇒ 卒業予定日

マイナ保険証を持っているはずなのに「資格確認書」が届いた方は マイナンバーカードの電子証明書の有効期限をご確認ください。

マイナンバーカードには、「カード本体の有効期限」とは別に「電子証明書の有効期限」が設定されています。「電子証明書の有効期限（5年）」から概ね3ヶ月（※6）が経過すると、健康保険証の利用登録をされていても、マイナンバーカードをマイナ保険証として使用できなくなります。これに該当する方には「資格確認書」を送付しています。

※6 電子証明書の有効期限が切れても、有効期限から3ヶ月後の月末までは、引き続きマイナ保険証として使用できます。電子証明書の更新をされない方には、マイナ保険証として使用できなくなる前に「資格確認書」を自動で送付します。

●電子証明書の有効期限を確認する方法

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、マイナポータル、マイナンバーカードの券面などで確認できます。



また、各区役所に設置している「マイナンバー情報・閲覧支援コーナー」でも確認できます。

（設置場所や受付時間などの詳細は川崎市ホームページをご参照ください。<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000154839.html>）



※券面に記載がない場合は、マイナポータル等でご確認ください

（出典元：厚生労働省ホームページ）

電子証明書の更新方法など、マイナンバーカードの電子証明書のことでご不明な点がございましたら、川崎市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000105058.html>



よくある問合せ

問1 マイナ保険証の利用登録をしたはずなのに、「資格確認書」が届いたのはなぜか。

（答）過去にマイナ保険証の利用登録をした方であっても、次に該当する方は、マイナ保険証が使用できないため、「資格確認書」を送付しました。

- ・マイナンバーカードの電子証明書が切れている
⇒ 上記「電子証明書の有効期限を確認する方法」をご参照いただき、更新の手続きをお願いします。更新後には、マイナ保険証の利用登録が必要な場合がありますので、マイナポータル等でご確認ください。
- ・DV・虐待等被害者などで住民基本台帳事務における支援措置を受けている方
⇒ マイナ保険証の使用を希望する方は、資格確認書下部に記載の連絡先までご相談ください。

問2 有効期限が切れた後、新しい「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」は自動で届くのか。

（答）有効期限が切れた後の「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」は川崎市国保に加入されている限り、自動で送付します。ただし、次に該当する方は、別途手続きが必要です。

- ・在留期限が切れる外国人の方 ⇒ 在留期限の更新手続きが必要です。
- ・マル学に該当される方で、卒業日が延びた方 ⇒ マル学の延長手続きが必要です。

問3 有効期限が切れた「被保険者証」「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」は、自身で破棄して良いか。

（答）ご自身で破棄していただいて構いません。その他、お住まいの区の区役所保険年金課窓口にご返却いただくか、川崎市保険事務センター（〒210-0890 川崎区宮本町1番地）宛て郵送してください。

問4 以前受け取った「資格情報のお知らせ」と同じ内容の「資格情報のお知らせ」が届いたが、どちらを使えばよいか。

（答）今後は、新しく届いた「資格情報のお知らせ」をお持ちいただき、以前送付した「資格情報のお知らせ」は破棄してください。

川崎市の国民健康保険は、毎年7月に更新作業を実施していました。令和7年度は運用が変更になって初めての更新作業のため、全被保険者を対象に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を送付いたしました。「資格情報のお知らせ」には原則有効期限がないため、令和8年度以降は、紙面の記載事項が変更にならない限り、新しい「資格情報のお知らせ」を送付しない予定です。大切に保管してください。

限度額適用認定証などの申請のご案内

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「食事療養標準負担額減額認定証」（以下「認定証」という。）の有効期限は令和7年7月31日です。

令和7年8月以降も認定証を引き続きお使いになる場合は、あなたの世帯の令和6年中の所得状況や現在の国民健康保険料の納付状況をもとに新たに認定を行いますので、次のとおり申請していただきますようお願いいたします。

（所得の申告状況や保険料の納付状況によっては交付できない場合があります。確認したい方は、お住まいの区の区役所保険年金課へお問合せください。）

申請窓口	お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当
申請に必要なもの	○今回お送りした「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」又はマイナポータルの保険情報の画面提示 ○世帯主及び対象者のマイナンバー（個人番号）のわかるもの（マイナンバーカード等） ○顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、旅券等） ※マイナンバーカードをお持ちの方は不要 ○入院日数がわかる領収書等（住民税非課税世帯等の方で入院日数が90日を超えている方） ○代理人が申請する場合は、上記に加え委任状及び代理人の本人確認書類
お知らせ	○マイナ保険証の利用により、認定証の申請手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。上記認定証の事前申請は不要となりますので、この機会にマイナ保険証をぜひご利用ください。

国民健康保険料の納付は口座振替で！

① 金融機関の窓口でのお申し込み

市内金融機関の窓口へ備え置いてある口座振替納付依頼書を記入し、金融機関の窓口で直接お申し込みください。

〈振替開始時期〉25日までのお申し込みで、翌々月から振替を開始できます。

〈必要なもの〉●被保険者番号がわかるもの ●通帳 ●口座届出印

② Webでのお申し込み（Web口座振替受付サービス）

以下の二次元コード【川崎市Web口座振替受付サイト】からお申し込みください。

〈振替開始時期〉25日までのお申し込みで、翌々月から振替を開始します。

〈必要なもの〉●被保険者番号がわかるもの

●キャッシュカード

●本人認証に必要な情報

※金融機関により異なります



【川崎市Web口座振替受付サイト】

https://koukin-koufuri.jp/kawasaki_city/GPFKWS01010Action_dolnit.action?tax_fee=0040

③ 区役所の窓口でのお申し込み（ペイジー口座振替受付サービス）

区役所保険年金課の窓口で口座振替納付依頼書を記入してお申し込みください。

〈振替開始時期〉月末までのお申し込みで、翌月から振替を開始できます。

〈必要なもの〉●被保険者番号がわかるもの ●キャッシュカード ●暗証番号

※キャッシュカードの種類により取り扱いえない場合があります。

口座振替に関するお問い合わせ先

川崎市保険コールセンター 044-200-0783

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 第二・第四土曜日 8:30 ~ 12:30 ※年末年始を除く

お申し込み可能な金融機関（令和7年4月1日時点）

金融機関名	① 金融機関	② Web	③ 区役所
みずほ銀行	●	●	●
三菱UFJ銀行	●	●	●
三井住友銀行	●	●	●
りそな銀行	●	●	●
群馬銀行	●	●	×
きらぼし銀行	●	●	●
横浜銀行	●	●	●
東日本銀行	●	●	×
神奈川銀行	●	●	×
静岡中央銀行	●	●	×
横浜信用金庫	●	●	●
川崎信用金庫	●	●	●
さわやか信用金庫	●	●	×
芝信用金庫	●	●	●
城南信用金庫	●	●	×
世田谷信用金庫	●	●	●
みずほ信託銀行	●	×	×
ハナ信用組合	●	×	×
神奈川県医師信用組合	●	●	×
横浜幸銀信用組合	●	×	×
中央労働金庫	●	●	●
セレサ川崎農業協同組合	●	●	●
ゆうちょ銀行	●	●	●
PayPay 銀行	×	●	×
楽天銀行	×	●	×
イオン銀行	×	●	×

お問合せは、
コールセンターを
ご利用ください

国民健康保険・後期高齢者医療の制度全般や
介護保険料に関するお問合せは、
「川崎市保険コールセンター」へ
お な や み
☎044-200-0783

ご利用時間
平 日：8時30分から17時15分まで
第2・第4土曜日：8時30分から12時30分まで
※ 土曜（第2・第4土曜を除く）、日曜、祝日、年末年始はご利用できません。
※ ご利用には、通話料がかかります。